

広島市安佐北多目的交流広場

使用規約

広島市安佐北多目的交流広場指定管理者 株式会社タマダ

〒731-0221 広島市安佐北区可部五丁目 13 番 7 号

TEL : 082-812-3430 FAX : 082-812-2196

【申込・問い合わせ窓口】

広島市安佐北多目的交流広場事務局

〒731-0223 広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 30 号 広場管理棟内

TEL : 080-6563-3484 (9 : 00~17 : 00)

E-mail : t-shisetsu@tamada-gr.jp

2025 年 10 月版

目 次

1	広島市安佐北多目的交流広場の概要	1
2	使用料金	2
3	使用可能日時	2
4	使用の条件	3
5	広場使用の流れ	8
6	貸し出し備品の使用	11
7	使用を許可しない行為	12
8	使用許可の取消	13
9	その他	14
10	提出書類一覧	15
11	広場使用提出書類フローチャート	17

1 広島市安佐北多目的交流広場の概要

【所在地】

広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 30 号

・指定管理者：株式会社タマダ

〒731-0221 広島市安佐北区可部五丁目 13 番 7 号

TEL：082-812-3430 FAX：082-812-2196

・申込、問い合わせ窓口：広島市安佐北多目的交流広場事務局

〒731-0223 広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 30 号 広場管理棟内

TEL：080-6563-3484 (9：00～17：00)

E-mail：t-shisetsu@tamada-gr.jp

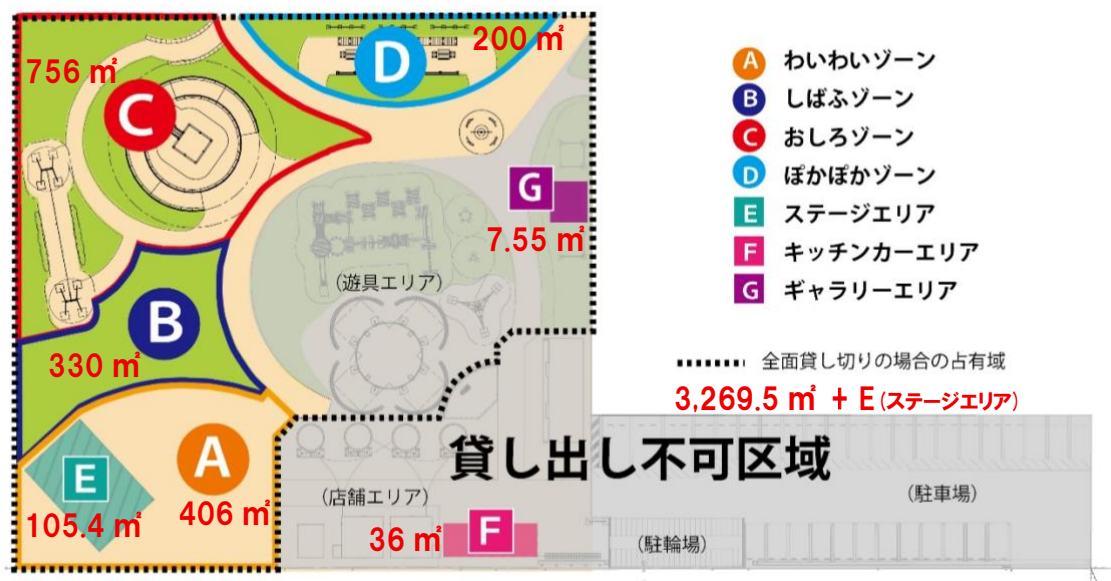
【行事に使用できる区域】

・イベント実施可能な範囲は下図線内の区域

A 面／B 面／C 面／D 面（面の一部分及び複数面の使用も可能です。）

E：ステージエリア／F：キッチンカーエリア／G：ギャラリーエリア

・主なエリアの名称及び面積は下図を参照



2 使用料金（税込）

(1) 使用の許可

区 分	単 位	金 額
屋外ステージ	3 時間まで	780 円
	商品の広告、宣伝又は販売 その他の商業活動	1,170 円
	3 時間を超える 1 時間までごとに	250 円
	商品の広告、宣伝又は販売 その他の商業活動	375 円
店舗用施設	一般使用 月額	30,000 円
	チャレンジショップ使用 月額	20,000 円

(2) 行為の許可

区 分	単 位	金 額
行商、募金、出店、興行その他 これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	200 円
競技会、展示会、集会その他 これらに類する催しを行う場合	1 平方メートル 1 日につき	40 円
業として写真を撮影する場合	1 人 1 日につき	640 円
業として映画を撮影する場合	1 日につき	13,200 円

(3) 使用料の減免

- ・ 公の団体又は営利を目的としない団体が、公益上の目的のために広場を利用するとき、その他市長において減免を必要と認めるときは使用料の減免対象になります。減免を希望される場合は、事前に事務局にあらかじめご相談ください。

3 使用可能日時

(1) 使用の制限

- ・ 使用は年中無休で可能です。
- ・ 都合により閉鎖する場合があります。

- ・公平性を持ってより多くの方に使用機会を提供するため、期間や内容など実施計画を総合的に勘案し調整する場合があります。
- ・同一の団体による他の利用を妨げるような度重なる使用申請は禁止します。
- ・利用面積によっては、複数のイベントが同時に開催される場合があります。

(2) 使用（イベント開催）基本時間

- ・ 9 時～17 時

基本時間外の使用は、周辺地域・施設の理解を得た上で、使用者が照明機器等を持ち込むなどを条件に、あらかじめ事務局と協議の上、市長の承認を得ることで 21 時までの延長を認める場合があります。

(3) 使用（店舗用施設）基本時間

- ・ 9 時～21 時

基本時間以外に準備等で使用が必要な場合には、事前に事務局との協議及び承諾を必要とします。

4 使用の条件

(1) 使用者（以下「主催者」という。）の必須条件

- ・ 団体もしくはグループでお申し込みください。
- ・ 使用申し込みから使用後までの全体を把握し、責任ある行動をしてください。

(2) 責任ある運営体制

以下のすべての項目についてイベント開催当日、責任ある対応ができる者を現場に常駐させてください。

- ・ 会場設営完了時と撤収完了時に、事務局との現地確認に立ち会ってください。
- ・ 事務局や関係諸機関からの電話連絡を常に取りれるよう構えておいてください。
- ・ 周辺地域やイベント参加者、来場者からの苦情などに適切に応じてください。
- ・ 出店者、運営担当者やイベント参加者、来場者に対し、使用条件などの遵守事項の周知徹底、指導監督を行ってください。
- ・ 責任者から各運営担当者などへの指揮命令系統を明確にしておいてください。

※主催者が、当日のトラブルや事務局からの指導に適切に対処しない場合、次回以降の利用を断る場合があります。

- ・店舗用施設においては、店舗用施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

(3) 安全対策

【事故防止】

- ・会場設営→開催当日→撤収完了の全ての工程について安全対策を適切に講じてください。工作物や装飾物、遊具などの設置は、耐風対策を施し、使用中の天候急変や遊具の異常などが発生した場合は、速やかに対処してください。
- ・資材搬入などのための車両進入/退出時には、警備員の配置など事故防止策を講じてください。
- ・夜間、広場内に資材を置く場合は、事故や盗難防止のため、適切な処置をしてください。
- ・発電機の持ち込みと使用は、関係機関への届出済み書の写しを事務局に提出後、事務局が認めたものに限りです。広場内への許可、申請のない危険物の持ち込みや裸火の使用は禁止します。
- ・電気や演出用信号などのケーブル、コードの敷設がある場合、カバーやゴムマットなどの養生を必ず行い、通過者に注意喚起してください。
- ・店舗用施設においては、店舗用施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

【事故発生時の対応】

- ・事故発生時は速やかに事務局に報告するとともに、警察や消防、保健所などの関係機関への通報やイベント中止など適切に対処してください。

【事故発生時の責任】

- ・イベントの開催を原因として発生した事故などへの対応として、イベント保険への加入を推奨します。

(4) 広場の一般利用者及び周辺地域・施設への配慮

- ・広場の一般利用者及び周辺地域・施設の迷惑となる行為（通行を妨げる行為、風紀を乱す行為など）は禁止します。
- ・店舗用施設においては、店舗用施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

- ・ 広場周辺の住宅や近隣施設等の迷惑となる大きな音を発生させてはなりません。
- ・ イベントの主催者は、参加者・来場者が会場外の歩道などに滞留して交通の妨げにならないよう対策をとってください。大型イベントの主催者は安佐北警察署への事前協議を行ってください。
- ・ イベントの主催者は、音量、照明、振動、において、参加者・来場者の動線計画等を十分に検討した上で、必要に応じて近隣説明計画書（様式5）を事務局に提出するとともに、近隣施設や住民への事前説明をしてください。
- ・ 音響装置を用いたイベントを次のとおり制限します。

- ① 9時以前と20時以降は原則禁止します。その他の時間帯は、近隣住民や周辺の施設などに十分に配慮した音量で対応してください。
- ② 周辺施設（安佐医師会病院・学校給食センター・認定こども園・可部南小学校他）の周辺において、その教育、利用、保育、医療に支障がある騒音を発してはいけません。（祭礼、盆踊り、運動会や記念式典などの一時的行事は除く。）
- ③ 音響機器音を広場の外に向けて発してはいけません。

※ 音量の基準を守らないために、付近の住民に迷惑をかけた場合、広島市長は、その基準を守るよう違反行為の停止、その他必要な措置（音量の抑制、営業場の密閉、防音壁の設置等）を執るよう勧告・命令することができます。なお、この命令に従わないときは、罰則を科せられます。

【音響機器音の規制基準】

	安佐北多目的交流広場（第一種住居地域）	
8時～19時	50 dB	拡声放送を行う場合の音量基準は5 dB加えた音量とする。 測定場所は、音源に直近の受音者の場所。
5時～8時 19時～23時	45 dB	
23時～5時	45 dB	

(5) 屋外広告物の掲出

- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際、事務局の承諾を得た上で、広告物を掲出することができます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、広島市屋外広告物条例等に基づき、広島市への事前協議及び許可または届け出が必要になる場合があります。
- ・ イベントの告知看板を設置する場合は、打ち合わせ書（様式3）にその旨を記載し、

事務局との事前打ち合わせを2か月前までに終えた上で、看板設置に必要な書類を事務局に提出してください。

- ・過度な色彩や表現の掲示は、広島市の指導を基に改定を指示する場合があります。

(6) 設置できない場所及び設置できない工作物

- ・原則として次の場所に設置物を置くことはできません。

店舗用施設周辺・大型遊具周辺・ギャラリー周辺・トイレ周辺・駐車場・回遊路

- ・櫓やステージ、鉄パイプ等を使用した工作物等は設置できません。

(7) 芝生保全のための制約事項

- ・芝生養生期間のため、エリアによって一定期間貸し出しを制限する場合があります。
- ・芝生を傷めるような設置物は原則認めません。
- ・芝生上に工作物を設置する場合は、芝生の陥没防止のためのコンパネを敷くなど面による保護をしてください。通路、足元等はマット等で養生を行い、極度の損傷を防止してください。ピンやペグ等を打ち付けることはできません。
- ・スパイクを使用する等、芝生を傷めるような本格的なスポーツ等は原則認めません。
- ・雨天時の使用は特に芝生を傷めやすいため、降雨が予想される場合は、事務局からの対策の指示に従ってください。

(8) 屋外ステージにおける制約事項

- ・ステージ上において格闘技等のスポーツ競技は原則認めません。

(9) 清掃・原状回復

- ・使用終了後に著しい芝生の傷み、汚損や損傷等が認められた場合には原状に回復する必要があります。原状回復のための清掃や修理、復旧などは、主催者の責任において行ってください。
- ・使用後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰ってください。
- ・イベント参加者や来場者が放置したゴミなども主催者が責任を持って片付けてください。残置物の処分を事務局で行った場合、主催者へ別途請求する場合があります。
- ・舗装面を損傷する恐れのある行為をする場合は、シートやマットを敷くなどの損傷防止措置を講じてください。

- ・広場の植物、構造物、設備の損傷や紛失、汚れ（以下「損傷」という。）が発生したときは、原状復帰してください。
- ・損傷が発生したときは、速やかに事務局に連絡し、施設等破損報告書（様式8）を事務局に提出してください。
- ・使用後、損傷がないか事務局の確認を受けてください。
- ・清掃、修理、復旧などは、主催者の責任において行うか、その損害を賠償するか、どちらかの対応をしてください。
- ・店舗用施設においては、店舗施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

（10）目的外の行為の禁止

- ・イベント使用申込時の内容と異なる行為は、原則として認められません。イベント開催中に目的外の行為が発覚した場合は、直ちにその行為、もしくはイベント全体を中止していただきます。
- ・許可を必要とする行為を許可を受けずに行ってははいけません。
- ・店舗用施設においては、店舗用施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

（11）譲渡・転貸の禁止

- ・主催者は事務局の許可の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸することを禁止します。
- ・店舗用施設においては、店舗用施設使用許可書の注意事項を遵守してください。

（12）免責

- ・天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について事務局はその責任を負いません。
- ・他の使用団体の不適切な使用により広場施設が損傷し、別のイベントの開催に支障が生じたり開催できない場合の損害について事務局はその責任を負いません。

（13）その他の注意事項

- ・使用期間中の宅配便や郵便物の受け取りと発送は、主催者が行ってください。
- ・ワイヤレス機器を使用する場合は、電波法関連法令で定められた技術基準を満たす機器を使用してください。

5 広場使用の流れ

広場は、管理上支障のない範囲内で、憩いと交流、事業活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民の交流及び地域の産業の振興を促進し地域の活性化を図るものと認めるとき、使用することができます。（使用の流れについては、本規約 17 ページにフロー図を記載していますので、こちらもご確認ください。）

申請書類は、ホームページにある「提出書類一覧」からダウンロードしてください。

※ インターネットを使えない場合は、事務局に電話で問い合わせてください。

申し込みは、使用希望開始日の 6 か月前の日から受け付けします。申し込みは先着順で受け付けます。

※ 使用申し込み受付開始前であっても、広島市が主催する行事や指定管理者が主催する事業の予約が既に入っている場合があります。

(1) 空き状況の確認

- ・使用を希望する日の空き状況を広島市安佐北多目的交流広場のホームページで確認するか、事務局に確認してください。

広島市安佐北多目的交流広場 URL : <https://asakita-tkh.jp>

事務局 TEL : 080 - 6563 - 3484 (9 : 00 ~ 17 : 00)

※ インターネットを使えない場合は、事務局に電話で問い合わせてください。

(2) 事前相談

- ・使用申込書(様式 1)と行事概要が分かる実施計画書により、事務局に事前相談してください。以下の行為があれば実施計画書に記載してください。
 - ① アンケート、募金、署名、勧誘などの活動。
 - ② 広告物や販促物の配布や掲示。
 - ③ 構造物や設備、器具、地面などへの貼付け、取付け、加工、釘／杭打ち。
 - ④ 発火性、引火性のある危険物の持ち込みや使用。
- ・初めて使用する団体の場合は、団体規約（様式自由）も提出してください。なお、複数団体が主催する実行委員会形式などのグループが初めて使用する場合は、代表団体の規約と構成団体名簿（様式自由）も提出してください。

(3) 申請書の提出及び使用料の支払い

- ・事前相談の内容確認後、事務局から申請者に結果連絡があります。使用可能である場合は、使用許可申請書兼行為許可申請書（様式 2-1-1）に必要事項を記入の上、事務局に提出し、使用料を支払ってください。事務局から使用許可書兼行為許可書を交付し、使用申し込みが確定します。

(4) 必要書類の提出、事前打ち合わせ

- ・イベントの開催には、希望通りの内容で実施可能か念入りの協議が必要であるため、事前打ち合わせを行います。使用開始の 2 カ月前までに打ち合わせに必要な書類を事務局に提出し、現地で事務局と使用内容の詳細な事前打ち合わせを終えてください。必要な書類は、本規約 15 ページ及びホームページの「提出書類一覧」のとおりです。

(5) 各種届出/許可書の写し、最終実施計画書（内容変更があった場合）の提出

- ・使用開始 2 週間前までに事務局へ各種届出/許可書の写し、内容変更があった場合は最終実施計画書を提出してください。**※ 使用 2 週間前までに必要書類が提出されない場合は、キャンセルされたものとみなされる場合があります。**

(6) 広場内への車両進入の許可

広場内に車両を進入させる場合は、利用開始の 2 週間前までに、進入する車両のリストを記載した車両通行許可申請書（様式 6-1）を事務局に提出してください。

年末年始、ゴールデンウィーク、お盆休みなどの長期休暇がある場合は、3 週間前を目途に提出してください。許可が下りた後、車両通行許可証を発行します。

利用に当たっての注意事項は以下のとおりです。

- ・広場内への車両の進入は、資材搬入出や出演者輸送、出店に必要なもの（ケータリング、展示車両等）などに限り許可します。
- ・搬入出経路にある車止めは常に上がった状態を維持し、一般車両が誤進入しないようにしてください。
- ・車止めを下げた状態にする場合は、警備員やスタッフを常時配置してください。
- ・芝生上への車両の進入、設置は原則認めません。
- ・重量が重い車両の場合は、路面維持のため、車両重量が直接かからないよう養生マットを敷くなどの装置を講じてください。
- ・進入口、退出口に監督員を配置し、開閉と安全誘導を行ってください。

- ・広場に進入した車両は、周囲の状況に注意を払い、最徐行で決められた場所のみを走行してください。クラクションや長期間のアイドリングは禁止します。
- ・誘導員の配置、進入する時刻、路面の養生措置、原状回復など、事務局が示す条件に従ってください。
- ・当日、車両通行許可証の提示がない場合は、進入不可とします。運転者に対して車両通行許可証を車両のフロントガラス内に置くなど、分かりやすい方法で提示するよう、指示してください。

(7) 関係諸機関への届出

- ・イベント実施に伴い、必要な関係諸官庁や機関への届出、許可申請などは、主催者の責任と費用負担で行ってください。

【各届け出先機関の一例】

内 容	担当部署
ユニットハウス等や建築物、テントを設置する場合	広島市安佐北区役所建築課
火気器具又は補給燃料などの危険物を取り扱う露店等が出店する場合や発電機（少量危険物の貯蔵所）設置する場合	広島市消防局安佐北消防署
食品を取り扱う露店等の出店がある場合	広島市健康福祉局保健部予防課予防係
マッサージなどの施術を行う露店等の出店	広島市健康福祉局保健部環境衛生課 医務・業務担当課医務係
酒類の販売を行う露店等の出店（期限付酒類小売業免許届出）	広島国税局広島北税務署
BGM 等の利用や音楽イベントをする場合	日本音楽著作権協会（JASRAC）

(8) 使用申込の変更、キャンセル

- ・使用申込の小規模な変更、キャンセルをする場合は、使用申込変更・取り下げ申請書（様式 9－1）を提出してください。使用期間の短縮・使用面積の縮小はできません。

(9) 使用料の還付

- ・使用申込のキャンセル、主催者の責めに帰することのできない理由で使用できなかった場合に、既納の使用料を還付することがあります。なお、主催者に生じた損害の賠償はいたしません。
- ・事務局が還付ありと判断した場合は、事務局からの連絡を受けた上で、使用料還付請求書（様式 10）を事務局に提出してください。
- ・還付時の振込手数料は、支払い済み使用料から差し引かせていただきます。

6 貸し出し備品の使用

(1) 使用の申し込み

- ・使用開始 2 カ月前までに備品使用申請書（様式 4）を事務局に提出してください。

(2) 料金表（料金は税込み。）

【1 日あたり】

	品目	数量	単価		品目	数量	単価
1	パイプ椅子	20	220 円	4	プラ丸テーブル(白)	5	880 円
2	アルミ椅子	50	550 円	5	テント	3	2,200 円
3	プラ椅子(白)	20	550 円	6	ウェイト	24	220 円

(3) 使用方法

- ・使用責任者と会場設営責任者は、前日までに現地で事務局の説明を受けてください。
- ・使用前に損傷がないか確認してください。損傷を発見したときは事務局に連絡して確認を受けてください。
- ・使用が終わり次第、数量及び損傷の有無について、事務局の確認を受けてください。当日に事務局が確認できない場合は、翌日確認を受けてください。
- ・雨天時は、水気を除いてから収納してください。
- ・倉庫内では丁寧に作業を行い、元の位置に戻してください。

(4) 使用条件

- ・使用可能時間は原則 9 時から 17 時までです。

- ・ 使用者自ら、運搬、設置、撤去を行ってください。
- ・ 貸し出し備品に関して事務局側に落ち度のない事故などが起こった場合、事務局はその責任を負いません。
- ・ 連続した日程で使用する場合は、紛失しないよう適切に取り扱ってください。
- ・ 損傷又は紛失した場合は、施設等破損報告書（様式 8）を事務局に提出し、主催者が弁償してください。

7 使用を許可しない行為

- (1) 犯罪行為又は犯罪等をたたえ、あおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うために使用しようとするとき。
- (4) 訪問販売法その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いて商品販売を行うとき。又は、講習会等を名目に人を集め、その会員を勧誘するため使用しようとするとき。
- (5) 常設の店舗・事務所がないなど、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがあるとき。
- (6) 店舗用施設・屋外ステージ・遊具・建物の壁面・窓ガラス・床面・天井・備品等を傷つけるおそれのあるとき。
- (7) 所定の場所以外で、ガソリン・プロパンガス・火薬類等引火物、又は爆発のおそれがある危険な物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
- (8) 所定の場所以外で火気を必要とする演出等を行おうとするとき。ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 使用可能場所以外で行為を行おうとするとき。
- (10) 許可を必要とする行為を許可を受けずに行おうとするとき。

- (11) 音、におい、振動、光等により他の利用者、近隣施設利用者及び近隣住民等に耐えがたい苦痛をもたらすような事業を行うために使用する時。
- (12) 建物等の改修工事のため、一般の使用に供することが当該工事等に支障になると認められる時。
- (13) 申請者自身が、使用する必要がないにも関わらず、使用許可申請をしている時。
- (14) 同一の団体が他の利用を妨げるような度重なる使用申請をしようとする時。
- (15) 使用が、暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになると認めるとき。

8 使用許可の取消

使用の許可後、次のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、今後の使用を認めない場合があります。

- (1) 許可を受けた事項に反して施設又は附属設備を使用している時。
- (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがある時。
- (3) 多目的交流広場の施設又は設備を損傷するおそれがある時。
- (4) 騒じょうを起こすおそれがある時。
- (5) その他管理運営上支障がある時。又は支障があると認められる行為をすること。
- (6) 使用許可の取り消しを申し出た時。
- (7) 行為許可の取り消しを申し出た時。
- (8) 災害が発生し、広島市が避難場所として使用する時。
- (9) 自動火災報知設備の鳴動、ガス臭の覚知等緊急に施設の安全を確認する必要性が生じた時。
- (10) 許可を受けた事項に反する行為をした時。
- (11) 許可を受けた権利を、譲渡し、又は転貸した時。
- (12) 使用者が許可に付された条件に違反した時。
- (13) 偽りその他不正な手段により許可を受けた時。

9 その他

- (1) 広場の使用については、広島市安佐北多目的交流広場条例及び広島市安佐北多目的交流広場条例施行に準じます。
- (2) 本規約に定めのない事項については、主催者と事務局が協議の上、対応を決定します。

10 提出書類一覧

区 分	書 類	備 考	提出期限
事前相談	【様式 1】 広島市安佐北多目的交流広場使用申込書		受付開始(使用希望開始日の 6 か月前の日から)
	【実施計画書】 目的、事業概要、会場レイアウト、準備・本番・撤去のスケジュール、実施主体、運営組織、責任者名簿、連絡体制、広報計画、車両侵入・搬出入計画、警備、出展者・出演者情報、ステージ・照明・音響仕込図、緊急避難誘導計画など	様式任意	
	【団体（グループ）規約】 実行委員会形式など複数団体が主催する場合は、代表団体の規約と構成団体名簿	様式任意 初めて使用する場 合のみ	

事務局から使用可能連絡があった後の提出書類

申請書提出	【様式 2-1-1】 広島市安佐北多目的交流広場使用許可申請書兼行為許可申請書	提出時に使用料の支払い	
事前打ち合わせ	【様式 3】 打ち合わせ書		使用開始の 2 か月前までに提出し打ち合わせ。
	【様式 4】 備品使用申込書	使用する場合	
	【様式 5】 近隣説明計画書	事務局が必要と判断した場合	
使用開始前	【変更実施計画書】	変更がある場合	使用開始 2 週間前までに提出。
	【関係機関への届出済み証】 【関係機関の許認可発行証】	写し及び届出時の添付資料	
	【様式 6-1】 車両通行許可申請書	車両通行する場合	

使用後提出	【様式 7】 実施報告書		使用最終日 から 1 週間 以内
	【様式 8】 施設等破損報告書	破損等が発生した とき、速やかに事 務局に連絡	使用最終日

【その他】

申込内容の変更 キャンセル	【様式 9-1】 使用申込変更・取り下げ申請書	使用申込の変 更、キャンセル 規定を確認
使用料の還付	【様式 10】 使用料還付請求書	還付がある場合

【店舗施設用】

申請書提出	【様式 2-2-1】 広島市安佐北多目的交流広場 店舗用施設使用許可申請書	開店前
	【様式 2-2-2】 広島市安佐北多目的交流広場 店舗用施設覚書	
通知書提出	【様式 2-2-4】 広島市安佐北多目的交流広場 店舗用施設使用取り止め通知書	使用を取り止 める場合

1 1 広場使用提出書類フローチャート

